

公立病院改革プランの概要

団 体 名		北海道根室市					
プ ラ ン の 名 称		市立根室病院事業改革プラン					
策 定 日		平成21年3月31日					
対 象 期 間		平成21年度～平成25年度					
病院の現状	病 院 名	市立根室病院					
	所 在 地	北海道根室市有磯町1丁目2番地					
	病 床 数	一般病床199床					
	診 療 科 目	内科・小児科・外科・産婦人科・眼科・整形外科・皮膚科・耳鼻咽喉科・麻酔科・泌尿器科・放射線科・リハビリテーション科・心臓血管外科・脳神経外科・循環器科・呼吸器科・消化器科					
公立病院として今後果たすべき役割（概要）		<ul style="list-style-type: none"> ○ 根室市は中核的医療機関が所在する、中標津町（101km）及び釧路市（124km）までの距離が遠く、市内人口（31千人）等を考え、市内での完結型の医療水準を維持し、地域センター病院としての機能・規模の確保を図っていく。 ○ 市内唯一の総合病院であり、市内の他の医療機関の一般病床は19床しか存在しないため、一般病床における入院機能を維持していく。 ○ 根室市で唯一の公的医療機関として、保健・福祉と一体となった包括的な医療サービスの提供に努める。 ○ 昭和56年度に救急告示病院の指定を受けており、根室市民や外来者の二次救急（主に入院治療を必要とする重症救急患者の医療）医療機能と体制を維持していく。 ○ 地震多発地帯であり、平成9年に災害拠点病院の指定を受けており、災害時における医療体制を維持していく。 ○ 平成15年度から「北方四島緊急人道支援」で入院患者や救急患者を受け入れていることから、機能・診療体制の充実に努め北方四島医療拠点病院の指定化を目指す。 					
一般会計における経費負担の考え方（繰入基準の概要）		<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院が地域医療の確保のため果たすべき役割を明確にした上で、一般会計が費用負担する範囲及び算定基準を明確化していく必要がある。 ○ 地方公営企業繰入金通達に基づくものについては、基準どおり繰入する。 ○ 病院特例債の元利償還金について、繰入する。 ○ 繰入基準が不明確なものについては、公立病院の果たすべき役割を踏まえて繰入する。 ○ 収支不足額については、病院の自助努力は勿論のこと不足する額を繰入れする。 					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標（主なもの）	19年度実績	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	73.3	97.0	99.3	99.2	99.4	
	医業収支比率	65.8	74.7	88.8	90.0	90.9	
	職員給与費比率	77.1	68.5	54.7	54.4	53.7	
	病床利用率	34.8	43.0	77.0	78.7	80.0	
上記目標数値設定の考え方		<p>計画3年次目には病床利用率80.0%を目指す。 （経常黒字化の目標年度：平成26年度）</p>					

				団体名 (病院名)	北海道根室市 (市立根室病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標 (主なもの)		19年度実績	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	備考
年延入院患者数		25,333	31,206	42,155	43,067	43,918	単位：人
年延外来患者数		125,940	134,611	154,789	156,733	158,964	単位：人
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期 経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度までに協議・検討し、平成25年度に地方公営企業法全部適用へ移行予定。 ○ 事業管理者の配置を検討し、経営責任の明確化や職員の経営意識の向上を図る。 ○ 職員間における、日々の経営状況の共有と経営改善策の検討の実施。 					
	事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度中に許可病床数を49床削減し一般病床150床とし、病床利用率の向上を図る。 ○ 整形外科・産婦人科体制の充実を図り、病床利用率の向上を図る。 					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時職員(労務・事務)の委託化【H21～】 ○ 労務職(放射線科助手)の退職不補充【H23～効果額8,223千円】 ○ 特殊勤務手当(感染危険手当・医療技術員手当)の見直し(廃止)【H21～効果額5,578千円】 ○ 給与の独自削減(H20は給料4%、手当2%)を最低限とし実施【H21～効果額35,599千円】 ○ フレックスタイム制の導入による時間外の削減【H21～効果額300千円】 ○ 材料費についてコスト軽減の観点から同種同効品目について、単価や使いやすさなどを考慮のうえ院内統一を図り材料費比率を縮減する。【H21～効果額33,410千円】 ○ 医師送迎方法の見直し(拡大)…タクシーから公用車へ【H21～効果額3,759千円】 ○ 旅費規程の見直し【未定】 ○ 委託費(随意契約・長期継続契約)等の見直し【H21～1,274千円】 ○ 既に、入退院・外来業務、給食業務、保育業務、ボイラ業務などを委託化しているが、更に外来クラーク・電話交換業務等の委託化。【H21～】 					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消化器内科医師の充実により健康診断及び短期人間ドックの拡大を図る【H21～3,307千円】 ○ CT機器更新(シングルCTからマルチスライスCT)のため診療報酬の増を図る【H20～2,515千円】 ○ CT・MRI機器の有効利用として、市内の医療機関との連携強化を図り積極的な協力、支援体制を確立し、施設、設備の共同利用を行う ○ 服薬指導の拡大に伴う薬剤管理指導料の診療報酬増を図る【H21～効果額2,412千円】 ○ 診療報酬請求漏れ、査定減の防止を図る【H21～効果額732千円】 					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年11月から医師招へい対策に係る専任職員を配置し、日常的に医師招へいの推進を図っている。 ○ 医師に対する環境整備として医療技術情報収集等に係る環境整備の旅費について、一定額の負担をし、働きやすい環境づくりを図る。 ○ 「安心して地元で医療が受けられ、根室市に住み続けられること」の実現を図るため、根室市における医師の安定的な招へいを側面から支援するため、平成19年10月に町会や経済団体が中心となって「ねむろ医心伝信ネットワーク会議」を設立し、常勤医師の定着と招へいを図っている。 						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度 73.0% 18年度 52.1% 19年度 34.8% (許可病床基準199床) ※平成19年度は病棟を一棟休止し実稼動病床は144床であり、実稼動病床ベースでは48.1%					
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度中に許可病床数を49床削減し一般病床150床とし、病床利用率の向上を図る。 ○ 現在の施設は狭隘化・老朽化が顕著となっており、医療従事者と入院患者の確保のためにも病棟の改築について、早期に検討する必要がある。 					

団体名 (病院名)	北海道根室市 (市立根室病院)
--------------	--------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する根室圏域には、公立医療機関が3病院・1診療所が所在している。 (市立根室病院199床、町立中標津病院199床、町立別海病院99床、標津町国民健康保険標津病院35床、羅臼町国保診療所19床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	北海道が示した自治体病院等広域化・連携構想では自治体病院や公的病院を高度医療を担うセンター病院と初期医療を担う診療所などに再編し、広域化、連携するもので、全道を30に分ける区域を設定したものであり、根室市については、中核的医療機関が所在とする中標津町や釧路市までの距離が遠く、人口を考えた場合、市内で一定の医療の維持を考慮する必要があるため、根室北部4町と根室市をそれぞれ独立した区域に設定されている。	
再編・ネットワーク化に係る計画	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成24年度	<内容> 「根室地域自治体病院広域化・連携推進検討会議」の活用 ○北海道が策定した「自治体病院等広域化・連携構想」を踏まえ地域完結型の医療提供体制の確立と、地域医療を支えるための持続可能な経営体制の確立を目指し第二次保健福祉医療圏の中核的医療機関として機能と役割を担う。 ○地域センター病院としての機能・規模を確保し、地域医療ニーズの高い診療科を整備する。(地域の医療機関の診療科目は、内科・小児科及び当院に無い精神科・神経科・脳神経外科等) ○地域医療機関との連携により、休日(日直)の輪番体制を確立し、常勤医師の負担軽減を図る。また、当院の高度医療機器を利用し病棟連携・病診連携を推進し、地域における機能・役割の分担を認識した二次医療に重点を置いた医療機能の充実を図り、市内で概ね完結できる医療提供体制の整備に努める。 ○平成24年度までに上記、検討会議により検討し結論を得る。
	経営形態の現況 (該当箇所□を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用
経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所□を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
経営形態見直しに係る計画	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成24年度	<内容> ○地方公営企業法の全部適用への移行により、企業の経済性と公共の福祉の増進を図る。 ○職員の経営意識の向上と経営改善の目標設定を行う。 ○平成24年度までに現状の経営形態を検証し、結論を得る。	
点検・評価	既存の「市立根室病院財政再建対策特別委員会」を活用し、毎年度、改革プランの取組状況の点検・評価を行う。	議会に設置されている「市立根室病院等に関する特別委員会」に取り組み状況の報告を行う。	
公表等	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年9月末までに取りまとめ公表する。	
その他特記事項	今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、計画の見直しによる更なる費用の削減、繰入金増額等により、計画に掲げた各年度の「単年度資金不足額」の水準達成を図る。また、平成27年度において資金不足を解消した後は、新たな単年度資金不足を発生させない。		

(別紙)

団体名 (病院名)	市立根室病院
--------------	--------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	2,527	2,090	2,479	3,028	3,073	3,115
	(1) 料 金 収 入	2,383	1,953	2,337	2,871	2,912	2,954
	(2) そ の 他	144	137	142	157	161	161
	うち他会計負担金	90	91	93	96	96	96
	2. 医 業 外 収 益	803	296	832	459	413	386
	(1) 他会計負担金・補助金	784	278	813	434	389	367
	(2) 国 (県) 補 助 金	1	1	1	1	1	1
	(3) そ の 他	18	17	18	24	23	18
	経 常 収 益 (A)	3,330	2,386	3,311	3,487	3,486	3,501
	支 出	1. 医 業 費 用 b	3,326	3,177	3,318	3,411	3,417
(1) 職 員 給 与 費 c		1,669	1,612	1,697	1,657	1,673	1,674
(2) 材 料 費		772	651	824	964	974	985
(3) 経 費		614	577	550	562	557	558
(4) 減 価 償 却 費		142	109	89	61	47	44
(5) そ の 他		129	228	158	167	166	165
2. 医 業 外 費 用		84	78	95	101	98	96
(1) 支 払 利 息		15	18	26	25	22	18
(2) そ の 他		69	60	69	76	76	78
経 常 費 用 (B)		3,410	3,255	3,413	3,512	3,515	3,522
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	△ 80	△ 869	△ 102	△ 25	△ 29	△ 21	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	105	38	47	150	150	150
	2. 特 別 損 失 (E)	1	3	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	104	35	47	150	150	150
純 損 益 (C)+(F)	24	△ 834	△ 55	125	121	129	
累 積 欠 損 金 (G)	3,022	3,856	3,911	3,786	3,665	3,536	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	508	483	612	697	688	694
	流 動 負 債 (イ)	789	1,531	612	697	688	689
	うち一時借入金	600	1,360	450	530	540	540
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
差引 不 良 債 務 (オ)	281	1,048	0	0	0	△ 5	
[(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]							
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	△ 140	767	△ 1,048	0	0	△ 5	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	97.7	73.3	97.0	99.3	99.2	99.4	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	11.1	50.1	0.0	0.0	0.0	△ 0.2	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	76.0	65.8	74.7	88.8	89.9	90.9	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	66.0	77.1	68.5	54.7	54.4	53.7	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	281	1,048	1,048	898	749	599	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	11.1	50.1	42.3	29.7	24.4	19.2	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	11.1	50.1	0.0	0.0	0.0	△ 0.2	
病 床 利 用 率	52.1	34.8	43.0	77.0	78.7	80.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	市立根室病院
--------------	--------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	8		1,048			
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	57	60	49	52	49	49
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金	28	14	14	14	0	0
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計 (a)	93	74	1,111	66	49	49
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-{(b)+(c)} (A)	93	74	1,111	66	49	49	
支 出	1. 建設改良費	12	6	8	15	15	15
	2. 企業債償還金	82	85	66	59	54	53
	3. 他会計長期借入金返還金	28	28	28	28		
	4. その他				150	150	150
	支出計 (B)	122	119	102	252	219	218
差引不足額 (B)-(A) (C)		29	45	△ 1,009	186	170	169
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金						
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)							
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		29	45	△ 1,009	186	170	169
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)		29	45	△ 1,009	186	170	169

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(697,627)	(188,956)	(734,106)	(487,852)	(443,791)	(423,999)
	978,418	406,847	953,301	680,471	634,483	612,408
資本的収支	(27,917)	(13,958)	(13,958)	(13,960)		
	85,019	74,558	62,952	65,672	49,499	49,430
合計	(725,544)	(202,914)	(748,064)	(501,812)	(443,791)	(423,999)
	1,063,437	481,405	1,016,253	746,143	683,982	661,838

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。